

発議第3号

令和2年6月18日

下野市議会議長 小谷野 晴夫 様

提出者	下野市議会議員	松 本 賢 一
賛成者	同	大 島 昌 弘
同	同	村 尾 光 子
同	同	岡 本 鉄 男
同	同	磯 辺 香 代

下野市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下野市議会会議規則第14条の規定により提出する。

下野市条例第 号

下野市議会の議員の議員報酬の減額に関する条例

下野市議会の議員の議員報酬の月額については、令和2年7月1日から同月31日までの期間において、下野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年下野市条例第43号）第1条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和2年7月31日限り、その効力を失う。